

中小企業信用保険法第2条第5項第2号の認定事務取扱要領

1 認定基準

- (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者」という。）と直接取引を行っている場合において、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高、販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
- (ロ) 指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該指定事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。

2 申請必要書類

- (1) 申請書 2部（様式第2-①-イまたはロ）※押印不要
- (2) 売上高等確認書 ※押印不要
- (3) 下記の添付書類

法人の場合	① 指定事業者と直接取引・間接的な取引を行っていること、取引額がわかる資料 ② 売上高等が確認できる資料 （試算表、売上台帳、法人事業概況説明書の月別内訳など） ③ 決算報告書の写し（直近1期分） ④ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（3か月以内のもので、コピー可） ⑤ 委任状（金融機関の代理申請の場合）
個人の場合	① 指定事業者と直接取引・間接的な取引を行っていること、取引額がわかる資料 ② 売上高等が確認できる資料 （試算表、売上台帳、青色申告決算書の月別内訳など） ③ 確定申告書の写し（直近1期分） ④ 委任状（金融機関の代理申請の場合）

3 留意事項

- ・認定申請は、指定期間内^(*)に限ります。
- ・本市への申請は、会社の本店登記または事業実態のある事業所が函館市内にあることが必要です。
- ・申請書および売上高等確認書に記載する減少率は、少数点第2位以下を切り捨てて記載してください。（例：23.456…%の場合は23.4%と記載）

(*) …「指定期間」は、経済産業省告示によるものとします。